

府中市長寿ふれあい食堂推進事業補助金交付要綱

令和6年3月28日

要綱第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の高齢者の会食や会食を通じた交流の場（以下「長寿ふれあい食堂」という。）を確保する取組を支援し、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進及び多世代交流の促進を実現するため、府中市長寿ふれあい食堂推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、長寿ふれあい食堂推進事業（別表第1に定める長寿ふれあい食堂推進事業の要件を全て満たす事業をいう。第14条を除き、以下「事業」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団関係者（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）ではないこと。
- (2) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (3) 市内在住者、市内在勤者又は市内在学者であること（団体の場合は、その構成員（この要綱による補助金を受ける別の団体の構成員である者を除く。）の過半数が市内在住者、市内在勤者又は市内在学者であること）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、規則第7条第1項の規定による交付の決定をした日以降に支出した事業の実施に要する経費のうち、別表第2の事業区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に掲げるものとす

る。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、別表第2の事業区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助基準額の欄に定めるところにより算出した額と、同表の補助対象経費の欄に掲げる経費の実支出額から利用者負担金その他の収入額を控除した額を差し引いた額を比較して少ない方の額とする。この場合において、当該算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（申請に必要な書類）

第6条 規則第6条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所要額内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 営業許可証、給食届その他の保健所への必要な手続をしたことを証する書類（本補助金を新規に申請する者に限る。）
- (4) 保険に加入していることを証する書類
- (5) 個人又は団体の構成員の住所及び氏名が記載された名簿
- (6) 個人又は団体の活動状況等が記載された書類として市長が必要と認めるものの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助条件）

第7条 規則第7条第1項の規定により交付の決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の規模に応じた必要な従事体制（ボランティアを含む。）を確保すること。
- (2) 事業を実施する際は、責任者を常時配置し、安全に十分配慮すること。
- (3) 提供する食事は、事業に従事する者（以下「従事者」という。）又は事業に参加する者が直接調理したもののほか、購入した弁当等とすること。
- (4) 事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導及び助言を求めるほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- (5) 事業に参加する者の食物アレルギーの有無を確認し、必要に応じて高齢者の健康情報及び緊急連絡先を事前に確認するほか、食物アレルギーに対応す

ることができない場合は、事業に参加する者に対する周知、注意喚起等を行い、健康被害の防止のために適切な対応をすること。

- (6) 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（平成30年6月28日付子発0628第4号・社援発0628第1号・障発0628第2号・老発0628第3号）における別添8に定める子ども食堂における衛生管理のポイント等を参考とし、食中毒予防、感染症対策等の衛生管理に万全を期すこと。
- (7) 市が開催し、又は関与する地域ケア会議、生活支援体制整備事業の協議体等及び高齢者支援に係る他の関係機関等との連絡会への参加に努めること。
- (8) 食中毒又は事故が発生した時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定め、従事者に周知徹底を図るとともに、これらが発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- (9) 従事者は、事業に参加する者に対し、地域包括支援センター等の高齢者支援に関わる相談窓口を周知するよう努めること。また、事業に参加する者の相談に応じるとともに、福祉的な支援を必要とする高齢者を把握した場合には、本人の同意を得て、市、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図り、必要な支援に結び付けるように努めること。
- (10) 事業に参加する者から食事の提供の対価として、材料費等の実費相当額以下の額で、地域の実情及び本事業の目的等を勘案して適当な金額で設定した食事代を徴収すること。
- (11) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる従事者等が事業実施上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて、従事者等に周知徹底を図る等の対策を講じること。
- (12) 事業の実施中に宗教活動、政治活動及び営利活動を行わないこと。
- (13) 前各号に掲げるほか、市長が特に必要と認める事項

（補助金の事前交付）

第8条 規則第7条第2項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知があった日から1か月以内に、市長に対し補助金の交付を請求することができる。

2 前項の規定による補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、規則第7条第1項の規定により決定した額を交付するものとする。

(実績報告の添付書類)

第9条 規則第11条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金執行額調書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 補助対象経費に係る実支出額が記載された領収書等の写しその他当該経費の内訳が確認できる書類
- (4) 個人又は団体の活動状況が記載された書類として市長が必要と認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、規則第11条の規定による報告の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、第8条第3項の規定による補助金の交付(以下「事前交付」という。)を受けた補助事業者に係る補助金の確定額が当該事前交付の額より少ないときは、期限を定めて、その差額の返還を当該補助事業者に請求するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条第1項の規定による補助金の額の確定後、補助事業者(事前交付を受けた者で、補助金の確定額が事前交付の額より少ない者を除く。)は、請求書により速やかに市長に対し補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の精算)

第12条 第10条第2項の規定による補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該請求額を速やかに市長に返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

(消費税等に係る仕入税額控除の報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の完了後、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに市長に対し報告しなければならない。この場合において、当該補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税等の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

(様式)

第15条 この要綱の施行に必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月21日要綱第36号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条）

長寿ふれあい食堂推進事業の要件

対 象 者	高齢者（65 歳以上の者をいう。）
実 施 内 容	長寿ふれあい食堂の提供
実 施 場 所	市内で、不特定多数の対象者が参加でき、かつ、できる限り対象者が立ち寄りやすい場所
施 設 基 準	おおむね 10 人以上の高齢者が一度に参加できる程度の十分な広さを有する場所で、講座等の開催及び多世代交流機会の確保等に係る取組を実施する場合にあっても同様の実施規模とすること。
利 用 料 金	食事の提供の対価として、材料費等の実費相当額以下の額で、地域の実情及び本事業の目的等を勘案して適当な金額で設定した食事代を徴収すること。
実 施 日 数	原則として、月 1 回以上定期的に実施すること。
事 故 発 生 時 の 対 策	事故発生時の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めていること。
保 険 加 入	利用者及び従事者の事故及び食中毒に対応する保険に加入すること。

別表第2（第4条、第5条）

長寿ふれあい食堂推進事業の補助金交付基準

事業区分	補助基準額	補助対象経費
会食事業の開催	1 食堂当たり 1 万円× 実施回数（年間 2 4 万 円を上限とする。）	食事の提供に必要な経費（需用 費、役務費、委託料、使用料、賃 借料、負担金、補助及び交付金 に限る。）
高齢者の心身の健康増進又は安全安心な日常生活に資する講座等の開催	1 食堂当たり 5 万円× 実施回数（年間 1 0 万 円を上限とする。）	講座等の開催に必要な経費（報 償費、旅費、需用費、役務費、委 託料、使用料、賃借料、負担金、 補助及び交付金に限る。）
多世代交流機会の確保その他の孤独感の解消又は生きがいの増進に資する取組	1 食堂当たり 1 1 万円 ×実施回数（年間 2 2 万円を上限とする。）	孤独感の解消又は生きがいの増 進に資する取組に必要な経費 （報償費、旅費、需用費、役務 費、委託料、使用料、賃借料、負 担金、補助及び交付金に限る。）
会食事業の立上げ	1 食堂当たり年間 5 0 万円	新たな会食事業の立上げに要す る経費（需用費、役務費、委託 料、使用料、賃借料、備品購入 費、工事請負費、負担金、補助及 び交付金に限る。）

備考

- 1 補助対象経費の欄に掲げる「食事の提供に必要な経費」には、補助対象事業に係る人件費及び団体運営に要する経費は含めない。
- 2 高齢者の心身の健康増進若しくは安全安心な日常生活に資する講座等の開催又は多世代交流機会の確保その他の孤独感の解消若しくは生きがいの増進に資する取組は、会食事業の開催に合わせて実施する場合に限り、当該開催又は取組に係る補助基準額及び補助対象経費を加算することができる。
- 3 補助対象事業に要した経費の金額が明確でない場合は、当該経費を実施日数等で按分して補助対象経費を算出するものとする。

- 4 会食事業の立上げは、会食事業の開催に係る補助を受ける初年度において、高齢者を食堂の従事者として活用する場合に限り、補助金を交付する対象として適用するものとする。